

訪日高付加価値旅行者向け空域交通観光圏形成に係るツアー造成委託業務 公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務名

訪日高付加価値旅行者向け空域交通観光圏形成に係るツアー造成業務

2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

3 趣旨・目的

2025年に開催される大阪・関西万博を契機に2030年開業予定の大阪IR（統合型リゾート）に向けて、大阪湾を取り巻く周辺エリアが富裕層インバウンド市場を牽引する可能性が大きくなっている。

一方、兵庫県は、太平洋、日本海、瀬戸内海の3つの海に面し、バラエティに富んだ自然や文化や風土に恵まれ、多様な観光資源に恵まれているが、宿泊率の低迷と県内移動手段等の問題から、十分な市場獲得ができていない状況にある。

そこで、移動時間の大幅な短縮とプレミアムな飛行体験が提供できる、ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）及びプライベートジェット（以下「ジェット」という。）を活用した訪日高付加価値旅行者向けの体験型ツアーの開発を行い、訪日観光客の訪問が困難だった観光資源への誘客及び全国各地の有力観光地との周遊ネットワークの構築を図る。

4 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下「委託者」という。）

5 委託料

8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 業務の内容

（1）コンテンツ開発業務

ヘリ及びジェットを活用した体験型ツアーを開発すること。

① ターゲット

○ 欧米

○ 高付加価値旅行層（着地消費額100～400万円／人）

② 実施内容

ターゲットを顧客とする旅行会社、コンシェルジェ会社や企画エージェント向け体験型コンテンツ（B to B to C商品）を開発すること。

（ア）ツアーの内容

○ 兵庫県の観光魅力を差別化すると共にターゲットに向けて訴求できる企画であり、かつ、サステイナブル、兵庫県が推進する兵庫テロワール旅、フィールドパビリオンを意識したものとする。

※ 委託者が過去造成した国内旅行者向けコンテンツ及び兵庫デスティネー

ションキャンペーン向けコンテンツを積極的に活用すること。

【参考】

過去に作成したコンテンツパンフレット（PDF）

URL：<https://www.hyogo-tourism.jp/feature/explore>

兵庫テロワール旅

URL：<https://www.hyogo-tourism.jp/terroir/>

- 兵庫県内に2泊3日程度の滞在企画とすること。
- 兵庫県外を行程に含めても構わない。
- ヘリは神戸空港離発着とすること。
- ヘリ及びジェットは委託者が指定する事業者を使用すること。
- ジェットの離発着候補地に神戸空港か但馬空港を含めること。
- ヘリ及びジェットの離発着場所、航路を検討するため、フライト実験を行うこと。
- 原則ガイドが同行するプランとすること。ただし、全行程にガイドが同行しなくても構わない。
- 2025年日本国際博覧会とのセット販売も検討すること。

（イ）件数

2泊3日程度の滞在企画1件

※ 上記の滞在企画には下記3件の活用を含むこと

神戸空港をハブとするヘリ活用企画2件

兵庫県を目的地とするジェット活用企画1件

※ ヘリ及びジェットが航行不能な場合の代替コンテンツを設定すること。

（2）実証実験の実施

開発したコンテンツについて、関係者で内容を検証するための実証実験を実施すること。

① コンテンツ全体を通して実施すること。

- ・行程は2泊3日とする
- ・参加者は、委託者2名、受託者、ガイド、カメラマンとする
- ・実証実験にかかるヘリ・ジェットの運航経費は委託費に含めること

② 全体管理及び実施記録（視察内容、写真画像含む。）の作成を行うこと。

③ 留意事項

- ・ 実証実験実施にあたり、国内移動、兵庫県内移動、宿泊、飲食、観光入場・体験、添乗員、資料準備、飲料水等、必要な一切の準備を行うこと。
- ・ 委託者（2名）の同行にかかる手配を行うこと（同行にかかる経費は委託費に含めない）。
- ・ 実証実験中の様子を撮影し、今回作成した旅行商品のプロモーションに使用できる写真データとして納品すること。
- ・ 実証実験期間中における怪我・事故等に対応する保険に加入するなど、参加者の安全確保に努めること。その上で、行程中に生じる怪我や物損等についての参加者の個人責任の範囲について、参加者に対しあらかじめ説明し、同意を得ておくこと。

(3) 旅行商品の宣伝商材の制作

①タリフの制作

(1) で造成したツアーについて、実証実験の結果等をもとに磨き上げを行い、タリフを制作すること。高付加価値旅行層に響く、特別感のある、兵庫県ならではの地域の特色を活かしたプレミアムな旅行商品であることが分かるように工夫すること。デザインについては、別途提供する観光本部が令和4年度に作成したタリフを参考にし、観光本部の意見を聴取のうえ、決定すること。

なお、タリフを作成するにあたっては、1コンテンツごとのタリフとしても取りまとめること。

ア) タリフ構成

以下の内容を含めること。

- ・日本及び関西における兵庫県の位置
- ・全体コンセプト及びストーリー説明
- ・ツアー全容及び各日の行程
- ・下記項目

【タリフ項目例】

体験名、催行期間、概要、スケジュール、料金(税込)、料金に含むもの(含まないもの)、旅行会社経由の場合の手数料の有無と詳細、任意オプション、集合場所(名称、住所、アクセス方法、駐車場情報)、送迎の有無、送迎場所(名称、住所)、開催場所名称、集合時間、送迎時間、体験開始時間、催行可能人数、申込可能人数、参加対象年齢(同伴・同意の別)、予約受付時間、所要時間、体験時間、当日の服装や持ち物等、健康的参加条件、身体的参加条件、その他補足・注意事項、ものづくり(れるもの、個数、受け取り方法)、インバウンド受け入れの可否(条件)等

イ) 言語

日本語、英語

ウ) 校正

2回以上実施すること。

②プロモーション動画の制作

(1) で造成したツアーについて、委託者が別途構築するCRMサイト及び受託者が商談等で使用することを想定し、長尺動画(2分程度×1本)及びテーマ別の短尺動画(30秒程度×1本)を制作すること。

【制作にあたっての留意事項】

- ・長尺動画、短尺動画共に委託者が別途構築するCRMサイトのコンセプトロゴを冒頭に表示させること。
- ・長尺動画はi) ツアータイトル、ii) 国内と兵庫県内の移動経路、iii) ツアー内容の時系列解説含めること。
- ・短尺動画は長尺動画内容をダイジェスト化したものとする。
- ・長尺動画、短尺動画共に委託者が別途構築するCRMサイトへの誘導をURL及びQRコードで行うこと。
- ・校正は2回以上実施する。

③ガイドシナリオの制作

(1)で造成したツアーの各コンテンツについて、そのルーツや背景を学ぶとともに、インバウンド高付加価値旅行者に対して伝えるべきポイントを理解できるガイドシナリオを制作すること。

シナリオは日本語で制作すること。ただし、インバウンド高付加価値旅行者に対して伝えるべきキーワードなどは英語で記載すること。

(4) 富裕層向けCRMサイトへの掲載及び販売

(3)で制作した宣伝商材を受託者の現地の旅行会社向け商品販売WEBサイトに及び委託者が別途構築するCRMサイトに掲載することにより、効果的な発信・セールスを行うこと。

7 成果物の提出

(1) タリフ

納品は、紙媒体1部及び編集可能なデータ形式とすること。

(2) プロモーション動画

データサイズに適したメディアで納品すること。

【留意事項】

- ・ 動画の縦横比は16：9とすること。
- ・ 納品物にはそれぞれタイトル等を印字すること。
- ・ 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- ・ BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
- ・ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
- ・ 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。

(3) ガイドシナリオ

納品は、紙媒体1部及び編集可能なデータ形式とすること。

(4) 実績報告書

受託者は、本事業が終了したとき、業務の実施期間、実施した業務の一覧等を記載した「実績報告書」を提出すること。

(5) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

(6) 提出期限

令和6年3月29日

8 事業実施上の留意点

(1) 特記事項

- ① 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② 業務担当者は、訪日高付加価値旅行者及び兵庫県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- ③ 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。
- ④ 委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- ⑤ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(2) 委託事業に要する画像等

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像等について、本事業の主旨や活用方法・期間・掲載場所などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

9 著作権等の権利関係

(1) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いを、以下のとおり定める。

- ① 本業務において制作された成果物の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。
- ② 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使用することができないものとする。

(2) 二次利用

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。

10 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

11 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

12 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

13 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

14 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。